

市民協働条例調査特別委員会

(平成25年10月8日)

○ 樋口博己委員長

おはようございます。

それでは、定刻を若干過ぎましたが、市民協働条例調査特別委員会を開会いたしたいと思えます。

本日、豊田委員、中森委員は欠席ということでお聞きをしております。芳野委員は間もなくお見えになると思えます。

それでは、委員長を交代しまして、実質きょうから本格的な議論をさせていただきますが、大分間があいておりましたので、きょうの進め方といたしまして、まず、前回、正副の前文をご提示する中でご議論をいただいて、その上で改めて正副案をお出しするところで、前文に関しましては議論が途中でしたので、きょうは、そのときの議論を踏まえて、前文を正副案としてご提示させていただきます。それについて少し私のほうから説明をさせていただきます。

そして、各条項別にさまざまなご議論をいただいておりますが、これについて、先般も豊田委員からご要望がございました、各条項についてどういう議論でどういう論点だったのかということ整理してほしいというご要望もございましたので、各条項別に論点等を整理させていただいたものをご用意させていただきました。これは、事務局から後ほど説明いただきたいと思います。全体のおさらいをさせていただいて、その上で前文を本日もご議論いただきたいと思いますと思っております。

本日、12時までということで2時間を予定しておりますが、こういった形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 樋口博己委員長

それでは、進めさせていただきたいと思えます。

では、まず、前文についてですけれども、資料①をごらんいただきたいと思います。

これは、去年の2月6日に主に前文について議論をさせていただきました。そのときの議論を、私なりに議論された論点をまとめておりますので、ちょっとこの辺、確認をした

いと思います。

その前に、3枚目が、このときに、2月6日に議論する前提となったそのときの正副案ということで、この3枚目が提示されまして、ほかの委員の皆様からも過去には出ておりましたが、一応この正副案と旧前文案というのをもとに議論をさせていただきました。

2月6日の主な議論の内容ですけれども、1枚目のほうですけれども、まず、市民を主語とするのかどうなのかというところで、これは、2行目の「私たちのまち四日市市は」云々と、「自治基本条例を制定し」の後の「市民、市の執行機関及び市議会が相互に協力しながら」というところで、この条例の主語をどうするのかというところの議論でございます。

二つ目、6行目に「NPOなど」と、NPOという文言が入っておりますが、これについてどうかということで、市民の参加、参画という中に自治会もNPOも含まれるんじゃないかと、このようなご議論がありました。

その議論の延長線上で、自治会、NPO等区別しての条例かと、こういう確認がありまして、全ての市民活動団体が対象ではないかと、この辺は一応確認をされたところだと感じております。

次が、行政のスリム化を目的とするのかというところで、これは豊田委員さん、また、政友クラブの皆さんからこういう問題提起がございまして、議論の中では、市民協働を推進する中で、結果としてスリム化が進むのではないかと。これを目的とするのか、延長線の結果とするのかというような議論がありました。

続きまして、加納さんから問題提起がありました、この条例の制定はまちづくりが目的なのかというような問題提起がございまして、これは、直接まちづくりを目的とするのか、支え合いの社会が目的で、その先にまちづくりが見えてくるのではないかと、このような議論がありました。

その次、理念条例なのか実施条例なのか、仕組みづくりが必要ではないかということで、これは、四日市市市民自治基本条例が理念条例ということで既に制定されますので、これを受けた条例なので、実施条例ではないか、また、仕組みをつくるための条例ではないかと、このような議論がありました。

その上で、じゃ、これをもし実施条例とするならば、業務委託条例なのかと、こういうようなご提案が、問題提起がありまして、これは、業務委託、委託と市民提案、両方あってもいいのではないかとというようなご意見もございました。

最終のほうで、次のところですが、行政の均一的なサービスではなく、地域に合ったサービス提供には市民協働が不可欠ではないかと、このような提案もございました。

また、本来市民がやるべきことを行政がやっていないかということ、この条例を制定するときに改めて精査することも必要ではないかと、このようなご意見もございました。

最後ですが、先ほど実施条例、仕組みづくりではないかというような意見がある中で、事業の選定をするわけですが、これにおいて、より市民が参画して市民の意見を反映するような、こういった仕組みづくりも必要ではないかと。あと、条項で出てきますが、市民協議会でしたっけ。何でした。

(発言する者あり)

#### ○ 樋口博己委員長

まちづくり協議会でした。いやいや、それではなくて……。

(発言する者あり)

#### ○ 樋口博己委員長

市民協働促進委員会かな。ここが事業選定とかをするのではないかと想定の中で、そこにより市民が参画できるような、意見が反映できるようなものが必要ではないかというふうな、このような意見が大卒あったというふうに感じております。

その上で、正副案としてお示しさせていただいたのが2枚目なんですけれども、基本的に旧正副案に少し修正を加えさせていただいております。

「私たちのまち四日市市は、「四日市市市民自治基本条例（理念条例）」を制定し、市民、市の執行機関及び市議会が相互に協力しながら、参加・参画と協働により市民活動を促進させ、豊かな地域社会を実現する市民自治を目指してきました。」、ここは同じであります。

次が少し変わりますが、「市内には、明治以降の村落単位を源流とする地域色豊かなまちづくりを自治会組織等が担ってきました。」、この辺を少し変えさせていただいております。四日市は今でも各地区の地域色が豊かであるということで、これは長年の歴史があるということで、地縁団体に対する位置づけを確認させていただきました。

「また、子育て支援・福祉・防犯・防災の分野をはじめ多くの場面で、地域に密着した

市民活動を行う団体が増えています。」、ここで、「防災の分野をはじめ多くの場面で」の後に「NPOなど地域に密着した」というような文言がありました。これを、NPOを省かせていただいて、市民活動ということで大枠として捉えるようにさせていただきました。

「こうした、市民自治や社会貢献の意識の高まりによって始まった市民活動を、さらに持続的なものとするのが求められています。」、これは変わっておりません。

「地方分権が推し進められるなかで、住民が必要とするサービスを住民自らの手で提供していくために、市民それぞれが支え合い、また、市民と市の執行機関が支え合う必要があります。」と、これも変わっておりません。

「市民活動が公共の場で果たす役割の大きさを市民一人一人が理解し、これを促進させるためのしくみを定め、真に暮らしやすいまちとなることを目指し、ここに「四日市市市民協働促進条例」を制定します。」というように、少し最後は文言を、言い回しを変えておりますが、こういうことで正副案としてご提示をさせていただきたいと思っております。

続けて、条例文の今までのご議論の説明をさせていただいてよろしいでしょうか。

(異議なし)

#### ○ 樋口博己委員長

それでは、事務局のほうでよろしくお願ひしたいと思ひます。

#### ○ 岡田議会事務局主幹

議会事務局のほうから説明させていただきます。

資料の②なんですけれども、四日市市市民協働促進条例（案）、これまでの主な論点と意見ということで、条文ごとに、過去、委員会で今までどういった話がされたか、どういった意見があったかというのを、簡単にですけどまとめさせていただきましたので、第1条から順番に見ていきたいと思ひます。

まず、第1条、目的ですが、平成24年7月20日の委員会で、同じような文言を使うなら、全体的に整合を図ったほうがよいのではないかという意見が出されました。

めくっていただいて、次、第2条の定義なんですけれども、平成25年4月24日の委員会で、市民活動団体の定義についてということで以下のような意見が出されました。

次に、平成25年5月21日委員会では、市民活動団体の定義についてということで、条文についてはもうこのままで、詳細は逐条解説で定めるということを確認いたしました。

第3条、4条、5条までは特に議論はありませんでした。

第6条、議会の役割というところで、平成24年7月20日委員会で、「市民参加」を「市民活動」にしてはどうか、第6条と7条の順番を入れかえてはどうかといった意見が出されました。

続きまして、第7条、第8条、第9条、第10条は特に意見は出されていませんでした。

次に、第11条、計画の策定というところなんですが、平成24年11月27日委員会で、計画の策定についてということで、計画は必要ないではないかという意見と、反対意見として、具体的な数値目標を持った計画が必要ではないかという意見が出されました。

続きまして、平成25年1月15日委員会について、こちらも計画の策定について以下のような意見が出されました。

続きまして、平成25年1月30日の委員会で、第2項というのがあったんですけど、この第2項を削除することを確認しました。

続きまして、第12条の市民協働促進委員会ですが、平成24年8月20日委員会で、委員会について、委員会に事業委託団体の審査権限を持たせてはどうか、補助金の見直しも委員会が行ってはどうか、これに対する反対意見として、委員会は新規案件の審査のみを行えばよいのではないかと、補助金の見直しは議会なり委員会なりが行えばよいのではないかとという意見が出されました。

次に、平成24年10月29日委員会では、委員会の役割について、審査機能、全体をチェックする機能を条文に明記すべきではないかという意見が出されました。

続きまして、平成24年11月7日委員会では、委員会について、第1項で委員会の役割をうたってはどうか、委員会では何を調査、審議するのか、議会にも市民協働の進捗状況が報告されるような仕組みが望ましいのではないかと、11条第2項を別に条文立てにして、12条を、旧の15条になるんですけど、11条の後ろにしてはどうか。

平成25年1月30日委員会で、12条を、旧の15条なんですけど、これを11条の後ろにすることを確認されて今現在に至っています。この際に、委員会について、委員会に市長の諮問機関ではなく独立性を持たせたほうがよいのではないかとという意見が出されました。これに対する反対意見として、「市長の諮問に応じ」を削除すれば独立性を確保できるのではないかとという意見が出されました。また、委員の選定を誰が行うのかが重要になってく

るのではないかという意見が出されました。

次に、平成25年4月10日委員会では、委員会について、諮問に対する答申と、それ以外に意見を述べる機会とを分けてはどうかという意見が出されました。

平成25年4月24日委員会で、現在の案のとおり確認されました。

めくっていただいて、第13条、団体等の届出制度、平成24年7月20日の委員会において、団体の登録制度について、登録は緩やかな基準で財政的支援等には審査を行うといった2段階方式がよい、その反対意見として、登録制度は必要はないという意見が出されました。

平成24年8月1日委員会で、登録制度について、これは芳野委員の案が提出されたんですけども、登録制を届け出制にして、財政的支援等を受ける際に審査を行うという方式はどうかという意見が出されました。

次に、平成24年10月29日の委員会で、「団体等の登録制度」というタイトルを「団体等の届出制度」と変更することを確認しました。条文についても案のとおり確認しました。

平成24年11月27日委員会では、届け出制について理事者側から案が出されて、届け出を取り消せる制度も必要ではないか、地縁団体も手続は必要ではないか、不適切な団体が届け出できないようにしたほうがよいのではないかという意見が出されました。

続きまして、平成25年1月15日委員会では、市民活動の届け出制について、こちらも同じく理事者の案が出されて、この案について、地縁団体は自動的に一括でまとめて入れてしまってもいいのではないかという意見が出されました。反対意見として、自動登録でもよいが、全部洗い出してはどうか、市民全体が様子を把握できるメリットがあるというような意見も出されました。反対意見として、自動登録にして、地縁団体は既に市民協働に参画をいただいているグループですといった一文を入れてはどうかという意見がありました。こちらは、地縁団体は自動登録にして、ただし、一文を入れるということを確認しました。また、問い合わせ先は四自連や各地区社協にすることも確認されました。

続いて、平成25年1月30日委員会では、届け出制に人数用件というのが必要かどうか、保険の人数用件と合わすべきではないか、ただし、掛金が高くなるようにというような意見が出されました。

続いて、平成25年4月10日委員会について、届け出制の人数用件について話し合わせ、今現在の案のとおり確認されました。ただし、人数用件などは規則で定めるというふうに確認されました。

平成25年4月24日委員会については、届け出制について、何のために届け出をするのか、

わざわざ届け出ないのではないかといった意見や、反対意見として、届け出ることによって、情報共有や交流の促進につながればよいのではないかという意見が出されました。また、現在、市民活動で困っているのは人材不足である、市民自治を啓蒙できるような条例であるべきではないかというような意見が出されました。

続きまして、めくっていただいて、第14条、活動拠点の整備なんですが、平成24年8月1日委員会では、活動拠点について、拠点というのはセンターの整備か、それとも個別の団体への補助を意味しているのか、拠点、センターの整備の範囲というのはどこまでかというような意見が出されました。

平成24年8月20日委員会では、活動拠点について、どの団体に対して拠点の整備を支援するのか。

平成24年10月29日委員会では、条文やタイトルはこのままでよいというふうに確認されて、逐条解説を充実させるということで確認をされました。

続きまして、第15条、財政的支援です。

平成24年8月1日委員会では、団体への補助金について、個別の団体への運営費の補助は必要ない、それに対して、新規団体の立ち上げの際の支援は必要があるのではないかという意見が出されました。また、財政的支援の仕組みをつくる必要があるというような意見も出されました。

平成24年8月20日委員会では、財政的支援について、どういった事業が対象になるか明記する必要があるのではないかという意見が出されました。

平成24年10月29日委員会では、「予算の範囲内で」という文言を削除することを確認しました。「団体」という文言も入っていたんですが、それも削除することを確認しました。「基金の整備等の」を「基金制度等を整備し」に変更することが確認されました。あと、寄附文化の醸成という言葉が逐条解説に入れたらよいのではないかという意見が出されました。条文はこのままでよいが、どのような活動に対して財政的支援があるのか、議論しておくべきではないかというような意見も出されました。

続きまして、平成25年1月30日委員会では、財政的支援について、条例が想定している支援の全体像が合意できていないのではないかという意見。これに対して、条例によって行政に働きかければよいので、ここでの議論はそこまで必要ないのではないかというような意見が出されました。

続きまして、平成25年4月10日委員会では、財政的支援について、基金制度等を整備し

となっているので、基金制度等という文言はこのままでもよいのではないかという意見も出されました。寄附文化の醸成のため、基金という文言は残しておいたほうがよいのではないかという意見も出されました。財政の支出についてのチェック機能を入れるべきではないかという意見も出されました。

続きまして、平成25年5月21日委員会、財政的支援について、条文はこのままで、あとは行政の裁量に委ねてはどうか、条例を早く進めるのも我々の責務ではないかという意見も出されました。それに対する反対意見として、団体がどんなことをすれば財政的支援が受けられるのかを議論した上で合意に向けていきたいというような意見も出されました。

続きまして、第16条、情報公開です。

平成24年8月20日委員会で、条文としては案のとおりで確認をされました。

平成24年11月7日委員会で、情報公開及び説明責任について、第3項は努力義務では弱いのではないか。それに対する反対意見として、努力義務以上を課すのは厳しいのではないか。第3項と第5条は内容が重なっているのではないか。対象事業のみを公開すればよいのではないかという意見に対して、反対意見として、意識づけのため、全ての団体を公開する必要があるのではないかという意見も出されました。

続いて、平成24年11月27日委員会で、タイトルが、こちらは「情報公開及び説明責任」となっていたんですが、「及び説明責任」というのを削除することを確認されました。第3項について、現在のとおりと変更することを確認されました。また、団体の情報公開については努力義務にとどめるということを確認されました。

続いて、第17条です。めくっていただいて、条例の見直しについて。

平成24年8月20日委員会で、条文は案のとおりということで確認されました。

平成24年11月7日委員会で、条例の見直しについてということで、自治基本条例を参考に見直すことを確認しました。

第18条、委任ですが、平成24年8月20日委員会で、案のとおりということで確認されました。

次に、条例全体として、次のような条例の全体像についての意見が出されています。

説明としては以上です。

## ○ 樋口博己委員長

それでは、説明はお聞き及びのとおりでございますが、一通り今の議論を大きく確認な

り復習はさせていただいたところでございますが、まず、この資料について確認等がございましたら。よろしいですか。

(なし)

○ 樋口博己委員長

そうしましたら、少し思い出してきていただいたかなと思っておりますが、前の資料も出していただきながら、思い出していただきながら、前文の議論に入っていきたいなと思っておりますが、よろしいでしょうか。

○ 川村高司委員

私も忘れてしまっているんですけど、これは丁寧にまとめていただいてありがとうございます。結果、意見が最終的には集約し得なかったかどうかというか、その辺がちょっと不明瞭のままの部分も多少あるのかなというふうには思っておりますけど、そういう認識でいいですかね。

○ 樋口博己委員長

確認という文言があるところは、一応この委員会としては確認されたというところだと思っております。こういう意見が出されたという文言については、出されたでとどまっておりますので、それが確認されたものではないというふうな資料のまとめ方になっております。

資料についてはよろしいでしょうか。

(なし)

○ 樋口博己委員長

それでは、前文の議論に入っていきたいなと思っておりますが、先回の昨年2月6日の議論の前提となった、正副案をもとに2月6日に議論をして、その上で改めて、若干の修正ですけれども、加えさせていただいて、正副案としてご提示をさせていただきました。

どうぞ、ご意見がある方は。

## ○ 加納康樹委員

じゃ、前文についての議論というところで、正副のほうでお取りまとめをいただいた2枚目のやつですか。3枚目にある旧の前文もできる限り尊重していただいて調整をしていただいたというところで、全体としては、私はよしとするというのか、本当にありがとうございますという感じなんですけど、唯一気になるのは、2段落目の1行目の「明治以降の村落単位を源流とする」という、この「村落単位」という言葉が適切なのかどうかというのか、そこだけ気になるわけですね。何かもうちょっと違う言い回しがないのかな。村落という、それはそうなんですけど、こういう前文でそういう言葉が何か、ちょっと今、ぽんといいう言葉は出てこないんですが、ここのところだけちょっと違和感を覚える感じがありますが、あとに関しては、もう正副のこの前文でよしとしたいと思っておりますという、そんな感じですよ。

## ○ 樋口博己委員長

村落という文言についてご意見がございましたが、芳野委員、これは芳野案を……。小林委員、どうぞ。

## ○ 小林博次委員

できるだけわかりやすくというのがこの条例の趣旨になるのかなと思ってるんやわね。今、加納委員が問題提起した明治以降のと言うけど、日本の場合の都市システムが確立したのが江戸時代、それ以降発展し続けたというふうに、学者あたりの評価ではそういうふうになっていると思うんやわね。だから、そのあたりを含めて、こういう表現でちょっと難しいのと違うかなという気がせんではない。

それから、よろしいか、二つ三つあるので。

2行目、「市民、市の執行機関及び市議会が相互に協力しながら、参加・参画と協働により市民活動を促進させ、豊かな地域社会を実現する市民自治を目指してきました」と書いてあるけど、実際に今やられておる市民活動は、自発的にずっと出てきたのがほとんどで、ですから、実態とちょっと合っていないのと違うかなと。市議会がそういうふうに活動したかなと思うけど、ちょっと……。いやいや、先輩がやっていたかわからん。ちょっとその辺が実態と少し、だから、もう少しわかりやすい言葉に置きかえたほうが、多分や

っておったと思うので。２段目、参加と参画とどんなふうに違うかなと、ちょっとようわからんところがあるので、その辺もわかりやすく。

それから、７行目の「地域に密着した市民活動を行う団体が増えています」の「地域に密着した」、大体地域活動やと思うんやけど、密着というのはどこかから来てひっついたみたいな感じがせんでもない。だから、ちょっと表現的にどんな感じかなと。これもわかりやすいほうがいいのではないのかなと。

それから、下から２段目、「促進させるためのしくみを定め、真に暮らしやすいまちとなることを目指し、ここに」と書いてあるんやけど、この「しくみを定め、真に暮らしやすい」の前に少し言葉が要らへんかいなと。これはぼやっと気がするだけで、はめる言葉は思い当たっていませんけれども、ちょっと直感的にそんな感じが、だから、わかりやすくということで読みかえていくと、もうちょっと平仮名の多いほうがいいのかなと。

#### ○ 樋口博己委員長

基本的に、前文、市民の方に読んでいただいて理解していただけるというふうな意味でということですね。ありがとうございます。

#### ○ 芳野正英委員

ありがとうございました。私のも入れていただいたんですけど、これは２年前に書いたやつで、今、自分の書いたのを読み返しておって、何かかたいなと思っていましたし、確におっしゃるように、源流といたら、本当に鎌倉や平安時代から源流があるので、ここは別に外していただいてもいいと思います。ここはそんなに僕も思い入れというか、要は、自治会というのが地域的な特色を持っているということが表記されていればいいので、この表現じゃなくてもいいのかなと思っていますので、そこはまた、文言がちょっと今すぐぶっと浮かばないですけど、別の表現でもいいのかなというふうに思っています。

なので、この提案、出していただいた前文の案は、もう一回もむ感じなんですか。例えば、ここをこういう表現にしたらどうですかみたいな提案を改めて期限を区切ってもう一回出させてもらうことも可能なのか、どう……。

#### ○ 樋口博己委員長

きょう、思い出しながらの議論ですので、きょうは議論も頭出しなのかなと思っており

ますので、次回までにそれぞれ少しご意見なり提案なりもいただけるかなと思っておりますので、そういう機会はあるというふうに考えています。

今、芳野委員から発言いただきました「村落単位」とか、この文言なんですけれども、ちょっと私も実は、これは、自治会は長い歴史の中で地域を担っていただいたという意味づけをするのが大事かなという思いで芳野委員のこの文言を入れさせていただきましたので、これは、そういう意味合いがご理解いただいている状況ですので、文言は少し変えるといいのかなとは思っています。

#### ○ 小林博次委員

芳野さんの新たに文章で提案したり、そうすると、またかたくなりますやん。だから、意見を出して、正副委員長でちょっとご集約してもらって出してもらおうほうがええかなと思うんやわ。文章にすると、かなりかたくなると思うんやね。そして、手間も食うしな。

#### ○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

他の委員の皆さんはどうでしょうか。

#### ○ 早川新平委員

今、小林委員がおっしゃったとおり、これは一つのひな型で、これを修正していったほうがわかりやすいのと違うのかなという気はするんやけど。例えば、指摘をされた2行目の「参加・参画と協働により」ということをどういうふうに直すのかとか、それから、5行目の「明治以降の村落単位を源流とする」という文言を入れるのか、あるいは省くのか、入れるのであれば、文言をどういうふうに変えていくかとかという議論のほうが、早く終着点というか、前文の完成には近づきやすいのかなという気はしているんです。先ほど山本委員が、7行目の「地域に密着した市民活動」というのは「地域に根ざした市民活動」とか、そういうことではどうですかというご指摘をされておったので、僕は、すごくそれに共感しておるんですけども、そういうふうに直していったほうが、せつかくひな型をつくってもらったので、これに対してどういうふうに肉づけなり削除をしていくかというほうが早いと私は思います。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

○ 小林博次委員

それともう一つ、「明治以降」の下の自治会が担ってきた仕事、「子育て支援・仕事・防犯・防災」、こういうのを重点的にやったよという表記やけど、子育て支援らしい支援って余りやっておるとは思っていないが、だから、書き方で意味合いが変わるので、もうちょっと、地域のどぶ掃除をやったり、さまざまなことをやっておくと思うので、泥臭いことをね。だから、ちょっとこう……。

○ 樋口博己委員長

この文言としては、地縁団体、自治会等の団体の皆さんがオールマイティーにやってきていただいたと。「また」ですので、子育て、福祉、防犯、ここに特化した団体ができて、やっていただいていますよというような意味合いの文言になっておるんですけども。

○ 小林博次委員

自治会が中心的にやってきたように読み取れたもので、だから、中心的にやっておるのはもうちょっと違う仕事と違うかなと。

○ 樋口博己委員長

その辺の意味合いも表現の仕方があると思いますけどね。

○ 小林博次委員

そうですね。だから、その辺。

○ 樋口博己委員長

山本委員、先ほどの発言を改めて発言いただけますか。

○ 山本里香委員

ここでちょっと「根ざした」かなとか言ったので、きっと聞いていただいて発言をされ

で……。お世話さまですというか、格調高い文章過ぎるかなと、もっと易しいという言葉でという意見が出ていますけれども、私、一つすごく気になったというか、感じているのは、案外押しつけがましい部分、何かそんなふうにはぱっと見て、物すごく丁寧に気を使ってもらっているのはわかるんだけど、まだもっと何か自発的とか、そういうイメージじゃなくて、下半分のところで、もちろん必要性とか、「役割の大きさを市民一人一人が理解し」とか、何かこういうことを、今言われるような、もっとみんなで共有できるような易しいというか、前面に喚起を押し出すんじゃなくて、こうやってこうやってわかってもらえるような文章で、難しいと思うんですよ、国語的に。ちょっと後半の部分では、言っていることは本当によくまとまっているんですけど、何か押しつけがましいかも。市民の立場、これはやっぱり何かぱっと上から言っておるみたいな感じがしています。

上から2行目の参加と参画と協働という言葉も出ていましたけど、歴史的には、市民と一緒にというのが参加から参画へ移り、今、協働へ移っているという歴史的に目指しているというか、その流れの中で協働ということが出てきているので、だから、もう「参加・参画と協働」という、ここら辺の書き方を、流れがそれで今協働なんだよということがわかる、「参加・参画から」、だから、これは今までのことを書いているので、ちょっと違和感があるねと言われた小林委員の指摘については、このところはちょっと全体的に直されたほうがいいように思います。これは今までのこととするならば、今までは参加から参画へであって、今度、今、協働へという、その下のほうに協働が来るんじゃないかなというふうに思ったりもしました。

## ○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

自発的などころが必要とか、下から5行目のところ、「また、市民と市の執行機関が支え合う必要があります」とか、このようなところですかね。

## ○ 山本里香委員

前つくってもらった条例の中で、前文というものの意味ですけど、呼びかけ的な文章にすると、持続的なものとしていきましょう、それがいいかどうかは、前文としてそぐうかどうかですけど、例えば、そういう意味合いを含めるのであれば、呼びかけ的なものにしていくという方法もあるかもしれないなというふうには思います。それはやっぱりもっと

格調が要るとか言われるかもしれないけれども。

○ 樋口博己委員長

そうすると、今ここでいい言葉が思い当たりませんが、少しご意見を皆さんに出していただきながら、次回までに改めて案を提示していきたいなと思っています。

○ 小林博次委員

全体として言葉が難しいので、真ん中のほうの「市民自治」、こういう日本語は地域には定着していないと思うんやわ。上から8行目、「市民自治や社会貢献」、市民自治という言葉は、まだ市民権が得られていないと思うんやわ。社会貢献について少し得られ始めているかなと思うけど、まだまだそこまで至っていないのかなという気がせんでもない。だから、もうちょっとこれは易しい言葉に置きかえるほうが、全体の言葉のバランスがあるのであれやけど。これを読んで、例えば難しいと、ちょっと読んで、もう読まんと思うんやね。だけど、易しいと最後まで読み切ってくれる。ああ、そうやな、俺もやらなあかんという気持ちになってくれればええわね。

○ 樋口博己委員長

呼びかけのような。

○ 小林博次委員

呼びかけのような、山本委員が言われたような、ああいうのがええかなという気がするね。

○ 樋口博己委員長

私もやってみようかなと思えるような。ありがとうございます。

発言のない委員の皆様で、感想なり何なりでも結構ですので、もしご発言がございましたら。

○ 笹岡秀太郎委員

今、市民自治とか社会貢献がなかなか市民のところに定着していないという部分は、確

かにそうかなという思いがするんやね。ただ、よその前文を見ておると、かなりかみ砕いて表現されておる部分があって、例えば市民自治なんかは、市民がみずからのこととして受けとめとか、そういう工夫した文章というのは、もう少し表現として出てきたほうがいいのかという気がするので、今、早川さんが言われるように、これをたたき台にして、これを一つのベースにして、あれならもう一度しっかりと持って帰って議論したらどうかな。正副は正副でまとめていただけるでしょうから、我々はそれに対して何かリポートしていくというか。

○ 樋口博己委員長

会派に持って帰ってという意味ですか。

○ 笹岡秀太郎委員

一度、これはせっかく出してもらったので、多くの意見をいただきたいなという気はするのね。会派に持って帰るじゃなくて、例えば、もう少し時間をとるとか。

○ 樋口博己委員長

そうですね。もちろんきょうまとまるとは思っておりませんので、あくまでもきょうは復習から入っていますので、持って帰っていただいたら、昔の議論も思い返してくると思いますので。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員長

どうでしょうか。発言のない委員の皆様も、感想なり思いなりで結構です。

○ 加納康樹委員

発言のない方の手が挙がらないので、済みません。

小林委員、そして山本委員のほうから言葉としてピックアップされました最初の2行目に出てくる参加、参画、協働のところですが、山本委員がおっしゃるとおりの意味ですので、参加、参画、協働と並べるとかたくなると思うんですが、本当に山本委員がおっし

やるとおりで、そういう意味ですので、参加と参画と協働という言葉は残していただきたい。その意味をぜひわかっていただきたいという思いは、個人的にはちょっと外してほしくないなという思いがあります。出し方は変えてもいいんですが、この三つの単語を解説しながらという形になっても結構ですので、ぜひ、かたい言葉ではありますが、重なりますけれども、残してほしい単語の三つですというところだけ申し上げて、お願いをさせていただきます。

#### ○ 樋口博己委員長

この言葉はやはり大事なんだと思っています。山本委員が言われるような、少し言葉と言葉の間に何かをつけて、流れというか、動きの流れのような、単語をぽんぽんぽんと言っていると非常に専門的になりますので、というようなニュアンスでしょうかね。

#### ○ 山口智也委員

皆さんがおっしゃっているように、呼びかけ的に、山本さんも言われたように、自発的な空気を出していくというところがやっぱり一番大事なかなと思いますので、市民一人一人が市民活動に参加をしていていただきたいというところが、何かもっとわかりやすい表現が少しあればよりよいかなという印象がありました。全体的にはよくまとめているので、文言をもう少しやわらかくするなり、そういったところの修正の部分かなというふうに思いました。

以上です。

#### ○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

#### ○ 森 智広委員

私も、他の委員の方がおっしゃっている内容と同じで、もっとやわらかくしていただきたいというのと、あと、3段落目の最後に「市民と市の執行機関が支え合う必要」というところで、執行機関とか、そういうのは要るのかなというのを感じました。その辺が特に難しくしているのかなと思ひまして、もっと簡単でいいのかなと思います。

## ○ 山本里香委員

今の「市民と市の執行機関が支え合う必要」というのが、「地方分権を推し進められるなかで、住民が必要とするサービスを住民自らの手で提供していくために、市民それぞれが支え合い」の後に来ているんですよね。本来これは、皆さんが今までの論議の中で、多分そっちに重きを置くということで、それを前に意識的にされているんだと思うんですけど、この文章だけ読むと、何かみんな市民、住民がせなあかんみたいな、だから、行政がせなあかん公の役割というのは、必ずあるはずのものを堅持しなければいけないものもあるわけなんだから、これを見ると、何かそこが浮き立っているのがさっきからずっと気になっていて、それも、みんなでやれ、市民だけでやれと言っているわけじゃないと思うんですよ。でも、これが前に来たために、それが強調され過ぎているような気がしたのですが、それは意識的でしょうか。この委員会の意識的でしょうかと思って。

## ○ 樋口博己委員長

市民が主役というような、市民参加を促すという意味でのこういう文言がずっと来ているのかなと思っていますが、後半部分の「市民と市の執行機関」云々のところの表現もありますしね、これは。

## ○ 加納康樹委員

ここの文章は、ずっと前、最初のところから残っているところでして、山本委員のご指摘もおっしゃるとおりです。ただ、最初の意味合いとしては、「市民と市の執行機関が支え合う必要があります」というふうに言い切ってしまう文章になっているのはなぜかというと、これは、市民協働というのを推し進めようという、そこの意向が強く働いてこういう順番になっているとご理解いただければいいと思いますし、公の役割云々といえ、この辺のところの順番を入れかえるなり、易しい言い方に変えるというところは何ら問題はないと思います。

## ○ 山本里香委員

基本的に「市民と市の執行機関」という言葉がどうかというのは今も出ていますけれども、皆さんと一緒に、市も一緒にやっていく中で住民が必要とするサービス、サービスがどっちへ行くかな、市民がもっともっと出ていこうということになる前にこれを持ってい

ったほうがいいかもしれないなど私は文章的には思いますが、意識的にこの「住民が必要とするサービスを住民自らの手で提供していくために」ということの、文言は多少平たくなるにしても、ここが強調したいという意識で前に持っていこうとここでそうなればそうだと思う。これは前後でえらい違うと思いますよ、文章的には。意識的なんだと、私は、一番もとからそうなんだと、そういう意識なんだと思いますけど、それは、ともすれば、とっても私は市民協働条例の、ここでもう言い尽くせぬような大事なことですけど、何か全部って、絶対そんなことはあり得ないんだけど、そういうようなことが何かぐっと来ちゃう。うがった見方かもしれないので、そこはバランスよく、皆さんでどういう論議があったのかというのはわかりませんが。

#### ○ 樋口博己委員長

市民が前面に出過ぎるニュアンスにとれるんじゃないかというようなことですよ。この辺はどうでしょうかね。

#### ○ 芳野正英委員

だから、市民協働の中で、市民協働なので、行政と市民が協力をしていくという部分だと思うんですけど、多分、山本委員がおっしゃるような部分の懸念は、前の「住民が必要とするサービスを住民自らの手で提供」するというふうになると、サービスを住民だけでやっていかなあかんのかというところの懸念なのかなと思うので、表現としての、「それぞれ支え合い」という後段の順番を入れかえるなりは別としても、住民が必要とするサービスは、自助、公助、共助のバランスでやっていくということだと思うので、そこをちょっと表現を変えたらどうかなとも思うんですけど。

#### ○ 樋口博己委員長

「住民自ら」と言ってしまうことに、市民が全面的に、おまえら勝手にやれよみたいな、そういうニュアンスが伝わるということですね。なかなか自助、公助、共助という言葉を使うと難しいと思いますが。

#### ○ 小林博次委員

同じ場所で、ずっと市民で来て住民に変わって、また市民に戻るんやけど、やっぱりそ

れはわかりにくいなということが一つと、それからもう一つは、多様化する市民ニーズに行政だけでは応えられやんわけやから、より多くの市民参加でお互いが助け合いながらここから先のまちづくりをしていきたいと思いますというのがこのあたりの趣旨になっておると思うんやわね。だから、少し言葉が足りないのかなという気がするの。

#### ○ 樋口博己委員長

小林委員が言われたのは、多様化するニーズというのは、それはニュアンス、この言葉がいいかどうかは別として、非常に大事なキーワード的なところですかね。だからこそ、行政だけがやるんじゃないでなくて、市民の皆様にも協力いただくというようなことですかね。

#### ○ 山口智也委員

山本委員のご指摘の「住民自らの手で」というところは、確かに言われてみれば、やはり住民丸投げみたいなのところを感じるところもないとは言えないというふうに感じましたので、住民も自治に参加をしながらというようなニュアンスのほうが合っているのかなという感じは受けました。表現の仕方、ちょっとわかりませんが。

#### ○ 川村高司委員

「市民それぞれが支え合い」という言葉の中に、そういう必要がある、要は、必要があるということは現状できていない、要は、希薄なコミュニケーションによって、市民同士がそれぞれ支え合いたくても支え合えていない現状があって、それが必要であるという、やれよという、だから、そこが一番難しいところであって、それが簡単に一筆で書かれているので、逆に言うと、希薄なコミュニケーションをどう深めることができるのかというのが一番の問題でもあるので、それを一言必要があるという、何か……。

#### ○ 樋口博己委員長

一応その背景があって、現状としては、川村委員が言われる住民間の少し希薄した状況があるからこそ、こういう市民協働が大事なんだというような意味合いですかね。

#### ○ 川村高司委員

2行ほど前に戻るんですけども、「始まった市民活動を、さらに持続的なものとする

ことが求められています」ということだけなんですけれども、いい活動は持続していただいて必要は当然あるとは思いますが、プラス裾野を広げるということのほうもさらに大事なのではないかと、それが「市民それぞれが支え合い」というところにもまたつながってくるので、今、特定の人しか、特定の人とは限りませんが、私のイメージでは、例えばPTAとかという活動一つとったとしても、そういう裾野が広がっていくために、そこが一番肝心な部分なのかなとは思いますが、ちょっと意見も含めて、まとまっていなくて申しわけありません。

○ 樋口博己委員長

確かにそうですね。裾野を広げるためにこの条例をつくるわけなので、ちょっとそういう方向性も大事なのかなと思いますね。

1時間程度たちましたので、ここで10分間休憩を入れさせていただいて、引き続き前文のご意見を賜りたいと思いますので、11時10分まで休憩でよろしくお願いします。

11:00 休憩

---

11:10 再開

○ 樋口博己委員長

それでは、時間となりましたので、市民協働条例調査特別委員会を再開したいと思います。

先ほど休憩時間に、小林委員からは、下から6行目の「地方分権が推し進められるなかで」という文言が、少し前後の文章の中で違和感があるのではないかなというご意見、また、山本委員からは、これは文言自体がちょっと難しいんじゃないかと、押しつけがましいんじゃないかと。

○ 山本里香委員

いえいえ。

○ 樋口博己委員長

違うんですか。山本委員、どうぞ、発言ください。

#### ○ 山本里香委員

「地方分権が推し進められる」という、そうだからこの市民協働があるわけじゃないんですよ。そうじゃなくても、地方分権は必要なことやと私も思いますけど、地方分権が、これやと意に反しておっかぶさってくるというイメージですよ、「推し進められる」というのが。だから、例えば、もし地方分権という言葉が奇異に感じるとか、途端にここで難しいということはあるにしても、「地方分権が広がる中」とか、「を進めようとする中」とか、そういうふうに分自たちの自発的なものじゃないと、何か上から地方分権を押しつけられるものでこれをせなあかんみたいなイメージを受けてしまうかなと思いましたが、これもうがっているのでしょうか。

#### ○ 樋口博己委員長

地方分権のところの文言でご意見がありました、例えば、「地方分権が推し進められるなかで」という文言自体を削除するという考え方もあるのかなと思いますが、そのほうがよろしいでしょうか。うんうんといううなずきの声が聞こえてまいります。

#### ○ 山本里香委員

ただ、自分たちのまちを自分たちでよくしていきたいとか、サービスを進めたいとか、そういうことについては地方分権と一緒に、地方分権というか、自分たちのまちというイメージを、今後、そういう意識を大切にせなあかんという意味合いでは、それが市民協働につながっていくとは思いますが。政治的に地方分権が推し進められるということではなしに、自分たちでどう考えているんだというイメージとしては、どこかにそういう意識がつけ加えてもいいのかなと。

#### ○ 笹岡秀太郎委員

一つは、川村さんの言う広がりを見せる部分というのが重要かなという思いがするのと、先ほど言った地方分権のくだりは、その前の文章に簡単に集約をしていくということも考えられるかなという思いがすると、例えば「こうした、市民自治」、この辺をもう少しやわらかい文言がいいかなと思いますが、とりあえず提案としては、「意識の高まりによっ

て始まった市民活動を」となっているけど、「市民活動がさまざまな担い手の支え合いのもとでさらに広がって行って、持続的なものになることが求められています」みたいな表現でいくと、ある程度整理できるのかなと。

○ 樋口博己委員長

済みません、もう一度ゆっくりと発言いただけますか。

○ 笹岡秀太郎委員

同じこと言えやんかもわからんよ。「意識の高まりによって始まった市民活動を」というところの「を」を、「意識の高まりによって始まった市民活動がさまざまな担い手の支え合いによってさらに広がり、持続的なものとなることが求められています」みたいな。いいか悪いかは別として。

○ 樋口博己委員長

ニュアンスは、皆さんのご意見を集約された雰囲気かなというふうに感じますが。

○ 笹岡秀太郎委員

そうすれば、地方分権の3行はこれで集約できるかなと。

○ 樋口博己委員長

さまざまな意見をご提案いただいておりますので、このようなご意見を集約させていただいて、次回提案させていただくということ。

○ 小林博次委員

集約するかせんかは別にして、正副委員長で……。

○ 樋口博己委員長

正副案ですので、あくまでも。正副案ということは、正副一任という意味合いがありますので。

○ 早川新平委員

今の笹岡委員の、私はいいと思うんですけど、先ほど加納委員が強い思いがあって、この3行のことでお話しになられていました。だから、そういった意味で、加納委員の思いがそれで包含されておるのであればいいんですが、先ほどすごく強い思いがあったので、このまま残していただきたいという発言があったので、そのところがやっぱり僕は考慮すべきかなという気はあるんです。私個人は、笹岡委員の今のあれは好きなんです。

(発言する者あり)

○ 早川新平委員

いやいや、そういう意味で、全体で委員間討議する中で、そういう思いが強く持ってみえる方の意見だったら、僕は聞いてあげるべきやというふうに思っております。

○ 樋口博己委員長

早川委員のご提案がございまして、加納委員、どうでしょうか。

○ 加納康樹委員

参加、参画、協働という言葉は何らかの形でわかりやすく残していただけるというところ、今、笹岡さんのほうからご提案があったところは、別に、笹岡さんのおっしゃったところ、もともとは川村委員からのご発言もありましたが、そういうところもよりわかりやすく表現をしていただいて、冒頭の参加、参画、協働というところもわかりやすい形で表記を残していただけるということであれば、どちらを阻害するわけでもないですので、正副のほうで、ちょっとお手間をお願いしますが、その両方の意味もきちんとわかりやすく表現できる文として表現をしていただければ、もうそれで十分かと思えます。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

○ 小林博次委員

それと、ちょっと外れるけど、もう一個あるんですけど、「市民それぞれが支え合い」、

これは下から5行目、それから、「市民と市の執行機関が支え合う」、四日市市民だけと違って、例えば、四日市にかかわりのある市民とか、仕事をしておったり、何かそういう、条例の中で市民等という日本語を使っておるのやけど、市民と市民等、だから、それらの人たちも参加できるような、そんなニュアンスのものがどこかにあるほうがええかなという気が、条例の中にはあったと思うけど。だから、余り難しくなると使わんほうがええんやけどね。平たい言葉で書けば、文章としては入れるものな。

## ○ 樋口博己委員長

わかりました。

ちょっと1点、お伝えするのを忘れてましたが、2行目の「市民、市の執行機関及び市議会」という文言は、四日市市市民自治基本条例の文言に沿ってこういう表現をしております。その流れで、下から5行目の「また、市民と市の執行機関」という文言があるんですけども、これは、本来なら「市の執行機関及び市議会」という文言にせなあかんところなんですけど、ちょっと先ほど小林委員からもご提案がありまして、これは、市民と市という表現で、そのほうがわかりやすいんじゃないかというようなご意見もございました。上から2行目のところは、こういう文言で自治基本条例がうたっていますので、1回はこういう表現が必要なのかなと思いますが、2回目の重複する表現なので、ここは市民と市、先ほどもありましたとおり、「市民それぞれが支え合い、また、市民と市が支え合う」という文言のほうがいいのかというふうに感じています。

他にご意見よろしいでしょうか。

(なし)

## ○ 樋口博己委員長

そうしましたら、さまざまなご意見、ご提案をいただきましたので、少し宿題として、次回までに正副案としてまとめさせていただきたいと思いますので、それをもとにまた次回ご議論いただければなと思っています。そこで、それまで時間がありますので、思い出しながら、議論を含めて次回是可以だと思いますので、次回でおおよそ委員会としての前文の確認をしていきたいなと思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

そうしましたら、もう少し時間がございますので、どうしましょう、条例文に入って、

ちょっと確認させていただきませんか。どうでしょうか。

(異議なし)

#### ○ 樋口博己委員長

条例、全体的には6ページの第12条、市民協働促進委員会、13条、団体等の届出制度、14条、活動拠点の整備、そして、第15条、財政的支援と、このあたりが改めて議論して確認していくところの課題が残っているところだと思いますので、それ以外がもう既に固まったという話ではないんですが、ある程度委員会としてはこの条文でいいのではないかとということで確認はされたような状況でございます。復習も含めてきょうさせていただきますので、この第12、13、14、15条だけではなく、全体、どの条文でもいいんですが、次回の中でご意見をいただきたいなと思っています。

#### ○ 加納康樹委員

委員長のほうから、そのような形で改めてとおっしゃっていただきましたが、きょういただいたホッチキスどめの資料の最終ページの15ページに課題として列記をしてもらっていますが、私としては、課題で5点ほど挙げていただいておりますが、上の三つはもうこのままでよい、ない、ない。先ほどちょっと議論になりましたが、四つ目の条文を全体的に見た上での用語云々というところ、いみじくも自治基本条例とのかかわりというのがありました、その辺を少し全体的に眺めるという作業は必要かと思います。あと、前文と逐条解説というところもありましたが、この辺をどうしていくのかというところぐらいで、私としては、ご懸念もあるところはあるんですが、各条のところについては議論はほぼ終えておるのではないかという認識でおります。

以上です。

#### ○ 樋口博己委員長

この辺のところ、少し各委員の意識の違い、思いの違いもありますので、それは確認すべきなのかなと思っています。

#### ○ 小林博次委員

私も加納委員と同じ考え方です。大体もう終わったと。

○ 樋口博己委員長

他の委員の皆様、どうでしょうか。

(なし)

○ 樋口博己委員長

本日、前文のご意見を賜るということで予定をしておりましたので、加納委員、小林委員からご発言がございましたが、次回までに少し時間がありますので、改めて条文、それぞれの委員の皆さんで確認されたところ、ここはもう少し議論が必要じゃないかなということがありましたら、そういうのを少し整理いただいて、次回また議論させていただくということでよろしいでしょうか。

○ 小林博次委員

これは、どっちみち解説をつけるでしょう。その辺がまた、この条文はこういうことが書いてあるよということがあれば、それを出してもらうのも一つの進め方やと思うんやけど。

○ 樋口博己委員長

条文の中に、この辺は逐条解説でというような囲いをされたところもありますので、その辺は改めて逐条解説のところで整理が必要なのかなと思っています。

今までのところで、理事者の皆さんのほうで確認とか、また、ご発言がございましたら。挨拶もなかったですね。済みません、部長、挨拶もなかったです。

○ 前田市民文化部長

よろしく申し上げます。

条例の内容について、市民目線でいろいろご議論がされておるということで、大変勉強もさせていただいておるんですけども、一つ、ちょっと以前から気になっておるということで、ご参考までに聞いていただきたいという意味なんですけど、9条に「市民活動の総

合的な窓口となる部署を設置する」というような明記がございまして、部署を設置するというような内容になってきますと、私どもの法務の担当者の参考意見としては、これは長が所管する部分になるので、この辺が適当かどうかというような議論も実はございましたので、このあたりについて一度ご検討いただけるとどうかなというのは、あくまで参考でございますけど、ちょっと今気になっておるところでございます。

○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。

そうしましたら、ちょっとこの辺も9条の市の施策ということで、窓口となる部署、この文言をどうするかというところもありますので、これも含めて次回ご意見をいただきたいと思っております。

○ 芳野正英委員

それは、条例の中に部署の設置を明記することが法的にどうかということですか、その懸念の中身というのは。

○ 前田市民文化部長

窓口となるようなところを設けるというところまでであればいいのではないかというようなニュアンスはあるんですけど、部署を設けるというのは、どちらかという市長の権限に属するということになるので、その辺が適当かどうかということだと思んですけども、その辺についてはもうちょっとこちらも調べてみないとわからない部分もありますので。

○ 樋口博己委員長

部を限定してしまうようなニュアンスがあるという意味ですかね。それは長の専決事項であるということですね。

○ 小林博次委員

これは、論議の後まとめに、正副委員長と、それから議会事務局の調査法制係、それから、あなた方と十分打ち合わせしてまとめてという話があったと思うんですけど、押し切ら

れたんか。詰めの話をしたら、この論議はここではないと思うんやけど、してなかった。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

次長の山下でございます。

この委員会の中で、ある一定の条例案がまとまっていった段階で、今そのような雰囲気がありましたので、申し上げさせていただいたということございまして、私どもとしては、途中にということではなくて、こういうときになればそういう意見も言わせていただきたいという、場を持っていただきたいというのは何遍かこの特別委員会でも申し上げてきたと思うんですが。

○ 小林博次委員

なかったやん。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

いえ、私どもから前回もそういうお話をさせていただきましたし、今回そういう雰囲気でしたので申し上げさせていただいたということでございます。

○ 小林博次委員

これは余り意味がわからんけど、やっぱり、例えば条例をつくるときに、学者が旗を振ってつくる場合もあるし、行政担当職員が旗を振ってつくる場合もあるし、議会が旗を振ってつくる場合もあるけど、いずれにも、旗を振るのはこの場合議会やけど、まとめていくのはお互いが参加してまとめていくわけで、だから、まとめるときにきちっとそういうのは整理しておかんとあかんと思うんやわね。だから、どうも打ち合わせの場所がうまくなかったみたいやから、その点は配慮していく必要があるんじゃないかな。また、委員の意見を聞いてもらって、正副委員長と一遍きちっと詰めて、その辺は整理されたらどうですかね。

○ 山下市民文化部次長兼市民生活課長

わかりました。

○ 加納康樹委員

今、9条のところの「部署を設置する」という「設置」というところが市長の専決事項に多少害するところがあるのかなというふうにとれるので、例えばですけど、今思いつきの言葉で言うと、「部署を明確にする」というのであれば問題はないという、それぐらいの範囲の解釈でよろしいですか。

○ 前田市民文化部長

そういう意味でいいと思います。「部署を設置する」ということになると、そういう疑義が出てくるのではないかという、ちょっとそういうような気になるというところでございまして、それが全然これがまずいかどうかということについては、もうちょっと法的にもチェックはしないといけないとは思いますが、そういう意味合いでいいと思います。

○ 樋口博己委員長

わかりました。

ちょっと小林委員からもご指摘がございましたが、議会で議論を先行してやっていくという中で、理事者のほうも発言を控えるような場面もあったかと思っておりますので、私もそういう反省、副委員長からご指摘いただいて反省したんですが、冒頭に部長の発言も挨拶もなかったということで、少し今後の議論の中に理事者の皆さんも適時ご発言いただいて、議会だけがつくるという意識ではなくて、理事者の皆さんも一緒にしっかりと精査しながらつくり上げていきたいというふうに思っておりますので、そんなことも気をつけて議論を進めていきたいと思っております。

それでは、ほかによろしいでしょうか。

(なし)

○ 樋口博己委員長

そうしたら、少し早いですが、次回の日程をちょっと確認したいと思います。

事項書の一番下のところで、10月31日10時から、これは日程は先回確認をさせていただいております。その次の日程はご相談なんですけど、ご相談というか、この日程しかなくて、11月21日木曜日、これは、実は議員政策研究会人権施策推進分科会の日程の候補の案に入

っております、これは午前、午後、わからない状態で、皆さんにまだご提示していないという日程案になっておりますので、きょうの場では、21日の、もし議員政策研究会が入ったとするならば、あいているほう、午前に入ったら午後、午後に入ったら午前、ちょっと……。

#### ○ 小林博次委員

議員政策研究会は、特別委員会優先ですから、議員政策研究会は政策研究で、あいた時間にやっていただきたいと思います。だから、議員政策研究会が先でこっちが後というのはちょっと決め方としてはおかしいのと違うかな。

#### ○ 樋口博己委員長

そうなのですが、議会中は常任委員会、特別委員会優先だと思っております。休会中ですので、先にこういう案をお持ちでしたので、それは少し配慮が必要なかなとは思っております。ただ、議員政策研究会のほうも幾つかの日程の中でこの日ははめているということなので、ある意味、例えば、この日に日程が入らない可能性もありますので、そういうちょっと流動的なところでご提案なんです、もし議員政策研究会が入らなければ午前中ということでもよろしいでしょうか。10時から12時ということで。済みませんが、間もなく議員政策研究会の日程も確認されると思いますので、きょうは11月21日午前10時から12時までの日程を仮に決定させていただいて、改めて時間をお伝えさせていただきたいと思いますので、こういった形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

#### ○ 樋口博己委員長

ありがとうございます。そうしましたら、次回は10月31日10時から12時の予定をしておりますので、そのときに、前文の今日のご議論を踏まえた上での正副の案をご提示させていただいて再びご議論いただくと。そして、時間が許すようであれば、条例本文についてもご意見をいただきたいと思っておりますので、どうかよろしくお願ひしたいと思ひます。

それでは、これで市民協働条例調査特別委員会を閉じたいと思ひます。本日はありがとうございました。

1 1 : 3 0 閉議